

平成 31 年度

定 額
請 負

加美東第2住宅3号館自走式駐車場平面化工事設計委託-2

設計業務委託仕様書

委 託 期 限	2019年7月12日
---------	------------

大阪市住宅供給公社
(担当 住宅管理部住宅整備課 建築担当)

設計業務委託特記仕様書

1 業務委託名称	加美東第2住宅3号館自走式駐車場平面化工事設計委託-2
2 業務場所	加美東第2住宅3号館 大阪市平野区加美東6丁目6 (加美東第2-3駐車場)
3 履行期間	契約締結日 ～ 2019年7月12日
4 業務概要	加美東第2-3自走式駐車場の解体撤去及び跡地屋外駐車場整備工事にかかる実施設計(積算業務を含む。)を行う。
5 設計と条件	施設の条件 ■ 【加美東第2-3駐車場】 2層自走式 敷地面積 6,270.12㎡ 建築面積 1,278.43㎡ 床面積 1,270.50㎡ 駐車台数 下層53台 上層50台 合計103台 構造 鉄骨造 上階部分デッキプレート+コンクリート山上80 重交通防水
6 業務内容	■ 既存駐車場を調査し、建設時設計図書との照合を行う。 ■ 石綿含有分析の結果、解体前に石綿撤去工事の実施が必要であり、それを含めた解体撤去工事の設計及び積算を行う。 ■ 解体撤去及び屋外駐車場整備工事契約用設計図書等の作成にあたり、必要に応じて関係官公庁及び隣接地権者との協議を行う。 ■ 近隣住民等に対する説明用の資料を必要に応じて作成する。 ■ その他工事発注に必要な書類の作成等を行う。 ■ 予定工事概要 【加美東第2-3駐車場】 鉄骨柱ベースプレートまで地盤切削のうえ、鉄骨構造体を含む上層部を全て撤去する。 基礎は在来のみとし、表層アスファルトは撤去する。 切削地盤箇所を整地する。 雨水排水用会所及び側溝を設置し、水勾配を調整しつつ全面舗装を行い、車止め、区画番号及びナンバープレート設置並びに区画白線引きなどを行う。

7 設計概要

- 1) 業務内容に基づく設計は、●印の付いたものを適用する。
- 2) 業務範囲等については、別添資料による。
 - 石綿含有部分の除去工事に必要な仮設計画を立案する。
指定仮設の図面化、交通誘導員の配置、仮自転車置き場及び仮駐車場の設計を考慮し、積算に反映する。
 - 解体撤去工事設計委託
建設時設計図を基に現状を調査のうえ、仮設計画を含む解体撤去工事の設計及び積算を行う。
解体撤去工事に支障となる、工作物、埋設排水管、会所等は調査のうえ、必要な設計を行う。また、設計に先立ち、敷地確認のための測量を行う。
 - 屋外駐車場整備設計委託
解体跡地を利用し、平面式駐車場の設計及び積算を行う。
雨水排水計画をするにあたり、既設会所の管底などをもとに新規に雨水排水計画の設計を行う。
 - その他
工事にあたっての仮設事務所、資材置き場の設計を考慮し、積算に反映する。
現地調査を十分に行い、現状の利用状況を確認のうえ、設計を行う。

8 業務仕様

本特記仕様書(以下「特記仕様書」という。)に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書(平成28年4月)」(大阪市都市整備局)による。

特記仕様書内に記載された解体撤去とは、建築物等(工作物を含む。)の躯体を解体撤去し、基礎部分においては、その撤去跡を必要に応じ適切に整備することをいう。

- 1) 特記仕様書の適用
特記仕様書に記載された特記事項の中で・印の付いたものについては、●印の付いたものを適用する。
- 2) 管理技術者の資格要件
 - 建築士法(昭和25年法律第202号)による一級建築士
 - ・ 電気主任技術者及び建築設備士等の公的資格取得者
- 3) 標準業務
 - 建築(総合)実施設計
 - ・ 建築(構造)実施設計
 - 建築積算業務
- 4) その他業務
 - ・ 計画通知申請手続業務
 - ・ 市町村指導要綱による中高層建築物の届出書の作成及び申請手続業務(標識看板の作成、設置報告書の届出及び日影図の作成)
 - ・ 防災計画評定又は防災性能評定に関する資料の作成及び申請手続
 - ・ 省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続業務
 - ・ 設計意図を伝えるために行う業務
 - ・ 色彩等計画書の作成
 - ・ 工作物を含む既設建物の施工図等と設計図書との整合確認業務
 - ・ 別途設備設計における調整業務
 - ・ 揮発性有機化合物の室内濃度の事前測定
(建物内部改修における居室に適用し、改修室単位で下地を全面撤去する場合は、適用外とする。)
 - 分割発注の場合の留意事項
設計期間中において、設計内容を分割し、工事発注を行う指示があった場合は、工事範囲、図面上の分割方法及び図面提出時期等について、監督職員の指示を受ける。
 - 成果設計図書提出後における調整業務
当該設計に関する疑義及び質問が生じたときは協議し、受注者は質問に対する回答書(内容により修正図等とも)を作成する。
 - ・ 設計変更業務
 - ・ 交付金申請に関する資料作成(併存施設の保育所等含む。)
 - ・ 外壁仕上塗材の石綿試料採取及び分析
- 5) 業務の実施
 - (1) 一般事項
 - a. 解体撤去工事設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準によって行う。
 - b. 積算業務は、監督職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等によって行う。
 - (2) 打合せ及び記録
打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督職員に提出する。
 - a. 業務着手時及び現場調査時。
 - b. 関係官公庁及び隣接地権者との協議を行う必要が生じた時。
 - c. 監督職員又は管理技術者が必要と認めた時。

(3) 適用基準等

a. 共通

- 建築基準法に代表される建物及び工作物の法令

b. 建築

- 公共建築標準仕様書(建築工事編)
- 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)
- 公共住宅建設工事共通仕様書
- 建築物解体工事共通仕様書(国土交通省大臣官房官庁営繕部)
- 市営住宅解体撤去工事仕様書(大阪市都市整備局住宅部)
- 大阪市ひとにやさしいまちづくり設計の指針(建築物編)
- 大阪市ひとにやさしい整備要綱(建築物編)
- 大阪市ひとにやさしい整備要綱解説
- 大阪府福祉のまちづくり条例整備基準 誘導基準
- 建設リサイクル実施要領(都市整備局ホームページ'ダウンロード')
- 建築学会標準仕様書

c. 積算

- 「建築数量積算基準」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- 「建築工事内訳書作成要領」
(大阪市都市整備局公共建築部企画設計課版)
- 「建築工事内訳書作成要領補足事項」
(大阪市都市整備局公共建築部企画設計課版)

d. 石綿試料採取及び分析

- ・ 「石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル[2.10版]」2-1-3及び付録Ⅲ(厚生労働省)
- ・ JISA1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」に基づく定性分析
試料採取及び分析については、大阪府のホームページ「アスベストに
関する測定可能な事業所一覧(大阪府域)」に記載の事業所により行う。
<http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshohido/asbestos/jigyoushoitiran.html>

e. その他

- 設計業務委託及び地質調査等の業務委託の提出書類(建築・建築設備関連)
(都市整備局)

※ただし、上記の提出書類の提出先(宛名)等は、当該契約の発注者に読み替える。

(4) 貸与資料

貸与資料		備考
●	特記仕様書	部外使用禁止
●	建築工事内訳書作成要領	
●	建築工事内訳書作成要領補足事項	部外秘扱いとする。
●	可能な限りの既設建築物マイクロデータコピー貸与又は施設保管設計書借用すること。(現地調査時)	屋外門・柵等屋外付帯施設は除く。(現地実測による。)
●	積算数量算出様式(拾い出し書)	
●	積算数量算出様式(内訳明細書)	
●	参考見積比較表様式	
・	外壁改修工事設計マニュアル(大阪市住宅供給公社)	
・	外壁部分改修工事設計マニュアル(大阪市住宅供給公社)	
・	鉄部塗装工事設計マニュアル(大阪市住宅供給公社)	
・	屋上防水改修事設計マニュアル(大阪市住宅供給公社)	
・	大阪市駐車場関連制度	

(5) 成果物の取扱いについて

提出されたCADデータについては、当該施設に係わる工事の請負業者に貸与し、施工図の作成、施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

成果物	提出形式			摘要
	データ形式	原稿	印刷物	
各種設計成果品				
・ 工事費概算書	○		○	
● 打合せ記録	○	○	○	データ又は原稿は監督職員との打合せによる。
● 現況写真 建物周囲、改修部分の部位及び詳細写真等	○		○	デジタルカメラによるCD-R等とする。
● 通知書(リサイクル法11条)	○	○	○	データ又は原稿は監督職員との打合せによる。
● 再資源利用計画書	○	○	○	データ又は原稿は監督職員との打合せによる。
● 再資源利用促進計画書	○	○	○	データ又は原稿は監督職員との打合せによる。
・ 構造計算書及び構造チェックリスト	○	○	○	データ又は原稿は監督職員との打合せによる。
● 積算数量算出書 (エクセル形式)	○		○	交付金対象及び交付金対象外の区分 (併存保育所施設含む。)
● 積算数量調書及びチェックリスト	○		○	交付金対象及び交付金対象外の区分 (併存保育所施設含む。)
● 工事費積算内訳書(RIBC2)	○		○	
● 参考見積書		○		
● 参考比較見積書	○		○	
・ 各種カタログ・価格表	○		○	
● とりこわし発生材リスト	○		○	
・ 躯体数量調書(主体工事)	○	○	○	データ又は原稿は監督職員との打合せによる。
● 数量チェックリスト	○	○	○	データ又は原稿は監督職員との打合せによる。
● 改修工事積算における施工条件等の 確認事項	○	○	○	データ又は原稿は監督職員との打合せによる。
● 各技術資料	○	○	○	監督職員との打合せによる。
・ 石綿分析結果報告書	○	○		分析結果報告書(成績書)、試料採取位置図、 資料採取状況写真、アスベスト除去範囲図
● その他業務における資料	○	○	○	監督職員との打合せによる。

※成果品は、CD-Rに工事名称を表記し提出する。

※成果品は、各工事名称ごとフォルダ別に整理のうえ提出する。

付記事項

<作業内容>

会社から提供する解体駐車場参考図（以下「参考図」という。）を基に、以下の作業を行う。

1 現地の調査を行い、調査報告書を作成する。

（現地調査の内容及び目的）

- ・ 参考図を基に調査を行うが、建築後、相当の年数が経過しており、参考図と現地は異なる。
- ・ 解体撤去する駐車場周辺の家屋の構造及び規模の調査を行い、解体撤去工事に伴う影響を判断する資料とする。
- ・ 解体撤去する駐車場周辺の交通規制及びインフラ調査などを行い、解体撤去・整備工事の工事車両の通行・安全・仮設計画・設備計画などの検討をするための資料とする。

（調査報告書の作成）

- ・ 現地の調査内容に基づく報告項目により構成する。
以下、詳細は、別紙①の調査報告作成要領（解体撤去工事）による。

2 工事契約用の設計図を作成する。

- ・ 現地の調査内容に基づく新規図、参考図（一部加工）及び調査図を利用して構成する。
以下、詳細は、別紙②の工事契約用の設計図作成要領（解体撤去工事）による。
なお、成果品は駐車場ごとにまとめる。

<提供図面>

1 建設時の図面のPDFファイル

【加美東第2-3駐車場】

「加美細田住宅(2区)建築工事」図面 抜粋

上記はCADデータではなく、ラスター型PDFデータである。

解体箇所の図面は、上記のデータの切り張りで作成可能である。

2 類似の自走式平面化工事をサンプル化したJW図面

【サンプル住宅〇〇号館自走式駐車場平面化工事】

上記はJwcad形式のファイルである。

仕様書及び外構部材の詳細図は、ほぼ利用可能である。

調査報告作成要領（解体撤去工事）

作成上の注意事項

- ・ 図面がある場合は現況を確認し、違いがあれば加筆する。ない場合は、新規に作成する。

●敷地求積図及び求積表の調査

- * 参考図と寸法に変わりはないか、必ず現況の駐車場周りの外周寸法などを実際に測り、実測図を作成して報告する。

●現況配置調査

調査事項

- * 付属物がないか
- * 増築はないか
- * 道路、団地内通路、植え込み、住棟入口、プレイロット入口など、変わる部分はないか、あれば位置図を作成する。
- * 境界線についても調査し、境界が不明確な場合は、監督職員に確認する。

●近隣家屋調査

調査事項

- * 調査対象の近隣家屋の位置・構造・階数・用途・面積及び玄関位置を調査する。
- * 共同住宅の場合は、上記に加え戸数も調査する。

●撤去及び枝払いが必要な樹木調査

調査事項

- * 樹木リスト：箇所、種別（低・中・高木等）、幹径、高さを調査する。
（基礎データとして、公社から樹木図の提供は可能である。）

●立体駐車場現況調査

調査事項

- * 平面図、断面図及び立面図に違いはないか
- * 増築箇所はないか
- * 内部及び外部（屋上）の残存物の有無について確認する。残存物がある場合は、内容・寸法・数量・体積を調査する。
調査対象は、解体後に利用する床アスファルトの状態、排水状況等を調査する。
詳細は監督職員の指示による。

●付属建物現況調査

調査事項

- * ゴミ置き場・自転車置場等について、調査する。

●付属物現況調査

調査事項

- * 木柵、鉄柵、門柱、防犯灯、縁石、側溝、アスファルト舗装、土間コンクリート、ネットフェンス、ブロック塀、遊具、増築建物、下屋、倉庫、物置及び広報板を調査する。

●現況写真案内及び写真

調査事項

- * 写真撮影の位置及び方向を記入する。
- * 現況写真を撮影し、写真番号を付与し、現地写真案内を作成する。

●交通規制調査

調査事項

- * 道路標識、路面表示、信号機、スクールゾーン、通学路表示

●排水現況調査

調査事項

- * 公共下水道埋設管現況図を入手し、報告する。
- * 敷地内人孔、集水桝、周辺道路人孔、街きよ等。

●給水管現況調査

調査事項

- * 公共水道給水管の径、水道メーター、止水栓、消火栓等

●関電・NTT柱現況調査

調査事項

- * 電柱番号、電柱支線の有無・位置、電話ボックスの位置

●ガス配管現況調査

調査事項

- * 周辺道路及び引き込み範囲がわかるように配置図面を作成し、配管の径、深さ及び寄りを報告する。

●道路照明等現況調査

調査事項

- * 道路照明、防犯灯など。

●石綿含有建築材料の使用現況調査・使用面積集計表作成

石綿含有調査（別途）の結果、必要であれば、行う。

調査事項

（図面）

- * 平面図及び断面図に、アスベスト使用部位がわかるよう寸法を記入する。

（数量表・集計表）

- * 部屋名及び部位別に使用面積を算出し、集計表を作成する。

工事契約用の設計図作成要領（解体撤去および屋外駐車場整備工事）

作成上の注意事項

1. 表紙、図面リスト

- * 工事名称：「〇〇住宅〇号館自走式駐車場平面化工事」
- * 図面リスト：図面番号、図面名称
- * 既設給水管閉栓工事がある場合は、末尾に入れる。（図面は提供）

2. 付近見取図、工事概要、配置図

- * 付近見取図：最寄り駅、幹線道路を含む範囲及び工事場所の位置を表示。
- * 配置図：工区及び工事範囲を表示する。
- * 工事概要を表示する。
- * アスベスト含有成型板使用箇所リストを作成する。
- * 監督員事務所設置箇所は監督職員の指示による。

3. 特記仕様書

- * 共通仕様書における特記事項を表示する。また、写真撮影要領を表示する。

4. 仮設計画図・仮設詳細図・仮設駐車場計画図・仮設駐車場詳細図

- * 仮設計画図：工区、鋼製仮囲いA（3m）・B（3m＋防音シート2m）の範囲、防犯灯の位置、工事用ゲート、くぐり戸の位置、仮設防音パネルの範囲、落下防護棚等の範囲、仮設事務所及び資材置き場を表示する。
- * 仮設詳細図：各断面図・詳細図を記載し積算が可能な内容とする。

5. 解体要領図

- * 解体順序・重機移動範囲図・仮囲い撤去・解体物の積み込み搬出の要領などを表示する。

6. 解体範囲図

- * 解体する範囲において、撤去対象・存置・付け替え・仮移転復旧などを表示する。

7. 解体詳細図

- * 撤去物等（特に鉄部金物関係）の構造及び寸法が計測できる図面
- * 鉄骨柱脚部の撤去範囲の図

8. 解体参考図

- * 建設時の設計図書を添付し、解体部材の積算の根拠とする。
- * 特に重要な箇所は雲形などで示し、説明を加える。

9. 屋外駐車場平面図

- * 解体撤去跡の駐車場完成図を示す。
- * 既設の部材、新設の部材、植栽、縁石、側溝、会所、アスファルト舗装部分、水勾配、外灯、駐車区画白線、ナンバープレート、区画番号、ゼブラマークその他必要なものを記載する。
- * 雨水排水計画の表示

10. 屋外駐車場詳細図

- * 駐車場の部分詳細等を記載する。

11. 近隣家屋調査図

- * 工区ごとに調査対象の近隣家屋の位置・構造・階数・用途・面積及び玄関位置を記入する。
- * 共同住宅の場合は、上記に加え戸数も記入する。

一括再委託等の禁止に関する特記仕様書

1 業務委託契約書第 15 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

(1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース及び資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない（ただし、個人情報を含むものを除く。）。

3 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、事前に書面により発注者の承諾を得なければならない。

4 受注者は、業務を再委託する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にするとともに、再委託の相手方に対して適切な指導及び管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託の相手方は、大阪市住宅供給公社競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置中の者又は大阪市住宅供給公社契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市住宅供給公社（以下「公社」という。）契約関係暴力団排除措置要綱（以下「要綱」という。）第2条第4号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、要綱第2条第8号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から要綱第2条第9号に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る公社の監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく公社に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、公社競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は、第3号に定める報告及び届出により、公社及び大阪府が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じる。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合は、この限りでない。

特記仕様書

(法令等の遵守)

第1条 受注者及び受注者の役職員は、この契約業務の履行に際しては、常に法令等を遵守し、公正な職務執行に当たるとともに、公益通報(職務の執行に関する事実であって、法令等に違反するもの、人の生命、身体又は財産に危険が生ずるおそれがあるもの、環境を害するおそれがあるものその他不適正なもの(以下「通報対象事実」という。))が生じ、又は生じるおそれがある旨を通報することをいう。以下同じ。)に適切に対処しなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、この契約業務について公益通報を受けたときは、速やかに公益通報の内容を発注者(大阪市住宅供給公社(以下「公社」という。))総務部総務課)へ報告しなければならない。

- 2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実の調査に協力した者から、公益通報をしたこと又は公益通報に係る通報対象事実の調査に協力したことを理由として、公社又は公社の役職員から不利益な取扱いをされた旨の申出(書面により具体的な事実を摘示してされたものに限る。)を受けたときは、当該申出の内容を発注者(公社総務部総務課)へ報告しなければならない。
- 3 発注者とこの契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者(公社総務部総務課)へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者が行う公益通報に係る通報対象事実の調査及び不利益取扱いに係る申出についての調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る秘密の保持)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(個人情報等の保護に関する受注者の責務)

第5条 受注者は、この契約の履行にあたって個人情報及び業務に係るすべてのデータ(以下「個人情報等」という。)を取り扱う場合は、個人情報保護の重要性に鑑み、公社個人情報保護基本規程、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)及びその他の関連する法令等の趣旨を踏まえ、この契約書の各条項を遵守し、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じなければならない。

- 2 受注者は、自己の業務従事者その他関係人について、前項の義務を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。
- 3 万一、個人情報等の漏えい、滅失、き損等の事故が発生した場合は、受注者は直ちに発注者へ報告し、発注者の指示に従わなければならない。

(個人情報等の管理義務)

第6条 受注者は、発注者から提供された資料等、貸与品等及び業務を行う上で得られた、又は成果物の作成のために受注者の保有する記録媒体(光ディスク、磁気テープ、パンチカード、紙等の媒体。以下「記録媒体等」という。)上に保有するすべての個人情報等の授受・搬送・保管・廃棄等について、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け管理状況を記録するなど、適正に管理しなければならない。

- 2 受注者は、前項の記録媒体等を、施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な

保管室に格納する等適正に管理しなければならない。

- 3 受注者は、第1項の記録媒体等について、業務を完了した後、速やかに廃棄、消去又は返還等するものとする。ただし、廃棄又は消去する際は、発注者の承認又は立会いを得て実施することとし、廃棄又は消去が完了した際には、その旨を文書により発注者に報告する等、適切な対応をとらなければならない。
- 4 受注者は、発注者が求めた場合は、発注者へ記録媒体等を返還しなければならない。
- 5 受注者は、定期的に発注者からの要求に応じて、第1項の管理記録を発注者に提出しなければならない。
- 6 第1項に規定する個人情報等の管理が適切でないと認められる場合、発注者は受注者に対し、改善を求めるとともに、発注者が受注者の個人情報等の管理状況を適切であると認めるまで業務を中止させることができる。

(目的外使用の禁止)

第7条 受注者は、業務を行うための記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を、他の用途に使用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(再委託・外部持出しの禁止)

第8条 受注者は、個人情報等を取り扱う業務を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、発注者から文書による同意を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、発注者が指定する場合以外は、記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を外部に持ち出してはならない。

(複写複製の禁止)

第9条 受注者は、業務を行うための記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を複写又は複製してはならない。ただし、発注者から文書による同意を得た場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書に基づき作成された複写複製物の管理については、第6条を準用する。

(個人情報等の保護状況の検査の実施)

第10条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の個人情報等の保護状況について立入検査を実施することができる。

- 2 受注者は、発注者の立入検査の実施に協力しなければならない。
- 3 第1項の立入検査の結果、受注者の個人情報等の保護状況が適切でないと認められる場合、発注者は受注者に対し、その改善を求めるとともに、受注者が個人情報等を適切に保護していると認められるまで、作業を中止させることができる。

(違反行為の是正等)

第11条 発注者は、受注者が第5条から第9条の規定に違反していると認めるときは、その行為の是正その他必要な措置を講ずるべき旨を求めることができる。

- 2 発注者は、受注者が前項に規定する求めに従わないときは、事実の公表を行うことができる。

(契約の解除及び損害賠償の請求)

第12条 発注者は、次のいずれかに該当するとき、受注者に対し、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

- (1) 受注者が、第3条に規定する調査若しくは第10条に規定する検査又は前条に規定する措置の求めに正当な理由なく協力せず、又は従わないとき
- (2) この契約による業務を処理するために受注者が取り扱う個人情報について、受注者の責めに帰すべき理由による漏えい、滅失、き損等があったとき
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、この特記仕様書に違反し、この契約による業務の目的を達成することができないと認められるとき

加美東第2住宅3号館自走式駐車場平面化工事設計委託-2

業務委託費総額金 円

業務委託価格 金 円

消費税及び地方
消費税相当額金 円